

(R6.10 版)

就 労 継 続 支 援 B 型
重 要 事 項 説 明 書

一般社団法人 すたーハウス

「指定就労継続支援 B 型 重要事項説明書」

あなたに対する就労継続支援 B 型サービス提供開始に当たり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	一般社団法人 すたーハウス
所 在 地	香川県高松市寺井町 2 9 2 番地 3
電 話 番 号	0 8 7 - 8 1 4 - 5 0 8 2
代表者氏名	代表理事 田中 美代
設 立 年 月	平成 2 5 年 6 月 1 8 日

2. 利用施設

事業所の種類	指定就労継続支援（B型）事業所 平成 2 6 年 4 月 1 日指定
事業所の名称 (事業所番号)	一般社団法人 すたーハウス (3 7 1 2 0 2 0 2 9 0)
事業所の所在地	香川県高松市寺井町 2 9 2 番地 3
連 絡 先	電話番号 (087) 814-5082 ファックス (087) 814-5083
管 理 者	田中 朝弘
サービス管理責任者	田中 朝弘
サービスの実施地域	高松市
主たる対象者	身体障害者（肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語）知的障害者 精神障害者
定 員	2 0 名
開設年月日	平成 2 6 年 4 月 1 日

3. サービスの目的・運営方針

目 的	利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図り、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った適正且つきめの細かなサービスの提供を行います。

4. サービス提供職員の設置状況

職 種	員 数	常 勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1.0	サービス提供責任者と兼務
サービス管理責任者	1		1			1.0	管理者と兼務
職業指導員	2	1		1		1.6	
生活支援員	3	1		2		2.2	
目標工賃達成指導員	2	1		1		1.5	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 37.5 時間）で除した数です。

5. 営業日と営業時間

営業日	月曜日から金曜日（土曜日に外出行事あり） ※年末年始は除く
受付時間	月～金 9時30分～16時
サービス提供時間帯	月～金 9時30分～16時

6. サービス提供の内容

（1）訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
施設外就労	上記を通じて、知識・能力が高まった者について、地域企業と連携し、就労機会を提供する為、施設外就労に取り組む。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就労、生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習(施設外支援)の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。

生産活動	<p>生産活動の機会を提供します。</p> <p>① 屋外作業（農耕・生産）</p> <p>② 雑貨作り</p> <p>利用者が自立した日常生活又は社会生活を営む事が出来るよう、就労の機会を提供するとともに通所により生産活動、余暇活動その他の活動の機会の提供を通じて知識及び能力向上の為に必要な訓練そのたの便宜を適切かつ効果的に行うものとする。</p>
事業所外支援	<p>常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。</p>
健康管理	<p>日常生活上必要な健康管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。</p>
送迎サービス	<p>自主通勤が出来ない場合、希望により送迎を行います。ただし、通常の事業の実施地域に限ります。</p> <p>送迎サービスの提供に係る費用</p> <p>① 通常の事業の実施地域 無料</p>

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	<p>希望により食事の提供をします。</p>	実費
生産・余暇活動等	<p>生産・余暇活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。</p>	実費
就労に向けての支援に必要な諸経費	<p>就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。</p>	実費
日常生活上必要となる諸経費	<p>利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。</p> <p>①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費</p>	実費
社会生活上の便宜の供与等	<p>日常生活に必要な行政機関等への手続き等及びについて、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意をえて代行します。</p>	実費

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供記録等の複写代 ・ 証明書諸書類の発行代 ・ その他 	1枚 10円 0円 実費
-----	--	--------------------

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち 9 割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

介護職員に対する処遇改善加算として、サービス利用単位数に 9.1% が加算されます。また、当事業所は障害福祉サービスに係る地域区分「七級地」に該当するため、総利用単位数に 10.17 を乗じた金額がサービス利用料の総額となります。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し料金（キャンセル）する場合は、利用予定日の前日までに当事業所までにお申出下さい。

尚、サービス利用日の前日までに申出のない場合は、キャンセルを頂く場合があります。

(4) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）（3）の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月の 25 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 当事業所窓口での現金支払い
- ② 指定銀行口座からの引き落とし（翌月 25 日）

8. 利用者の記録及び情報の管理等

- (1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前 9:30 ~午後 16:00 です。

- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）及び「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	田中 朝弘
-------------	-------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
③ 苦情解決体制を整備しています。
④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・窓口担当者： 田中 朝弘・解決責任者： 田中 美代・ご利用時間 9:30~16:00・電話番号 087-814-5082F A X 087-814-5083・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。
-----------------	---

(2) 行政機関その他相談窓口

香川県庁 障害福祉課	<ul style="list-style-type: none">・所在地 香川県高松市番町4丁目1番10号・電話番号 087-832-3292
---------------	--

	・受付時間 8:30 ~ 17:15
高松市 障がい福祉課	・所在地 香川県高松市番町1丁目8番15号 ・電話番号 087-839-2333 ・受付時間 8:30 ~ 17:15

(3) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	・窓口担当者 田中 朝弘 ・ご利用時間 9:30~16:00 ・電話番号 087-814-5082 F A X 087-814-5083
------------------	---

(4) 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 内科高橋クリニック		
医 院 長 名	高橋 道也		
所 在 地	香川県高松市藤塚町1丁目8番地17		
電 話 番 号	087-831-7073		
診 療 科	内科	入 院 設 備	有り

(5) 第三者委員

本事業所は、利用者から信頼され中立・公正な判断が出来る、地域にお住まいの方を第三者委員に選任しました。

利用者は、本事業者への苦情やご意見を「第三者委員」に相談する事ができます。

名前	富永 征	所在地 電 話	香川県高松市牟礼町牟礼 2431 番地 3 087-845-9112
----	------	------------	---------------------------------------

1 2. 損害賠償保険への加入

保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険(株) 加入保険内容：障害福祉事業者総合保険(賠償責任保険) 対人・対物賠償、管理財物補償、自己費用補償等
------	--

1 3. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

障害者以外の者の雇用	生産活動における作業員として障害者以外の者の雇用をする場合があります。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。

貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。 自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いいたします。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。